

司法試験委員会会議（第108回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成27年3月4日（水）10:00～11:30

2 場所

法務省第一会議室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）山口 厚
（委員）稲川龍也，奥田隆文，古口 章，土屋美明，羽間京子，長谷部由起子（敬称略）
- 平成27年司法試験及び司法試験予備試験考査委員（議題（1）のみ出席）
佐伯仁志，橋本ひろみ（敬称略）
- 司法試験委員会幹事（議題（4）のみ出席）
西山卓爾司法法制課長
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
小山太士人事課長，是木 誠人事課付（幹事兼任），滝口正信試験管理官

4 議題

- (1) 平成27年司法試験の実施について（協議）
- (2) 平成27年司法試験予備試験の出願状況について（報告）
- (3) 平成27年司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）
- (4) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）
- (5) その他
- (6) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 司法試験の刑法の出題について
- 資料2 司法試験予備試験の刑法の出題について
- 資料3 幹事による報告資料
- 資料4 法曹養成制度改革顧問会議第13回 議事録
- 資料5 法曹養成制度改革顧問会議第14回 議事録
- 資料6 法曹養成制度改革顧問会議第15回 議事録

6 議事等

- (1) 平成27年司法試験の実施について（協議）
 - 平成27年司法試験用法文に登載する法令について協議がなされた。
 - 刑法に関する分野の出題に関し，平成27年司法試験及び司法試験予備試験考査委員に対するヒアリングを実施した。

(◎委員長，□考査委員)

◎ 本日は，平成26年5月に自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行されたことに伴い，司法試験及び予備試験における刑法分野の出題範囲をどう考えるかについて考査委員の御意見をお伺いしたい。考査委員におかれては，御多用にもかかわらず当委員会に御出席いただき感謝申し上げます。御意見をお願いする。

□ まず，刑法分野の出題範囲に関する基本的な考え方について説明する。新司法試験の実施に先立ち，司法試験委員会の下の新司法試験問題検討会においてサンプル問題を公表しているが，この際，併せて，「刑事系科目は，刑法，刑事訴訟法を中心とし，大学（法科大学院）における講義あるいは教科書等で通常触れられる刑事実体法及び刑事手続法に係る関連法分野も出題範囲とする。」との方針が公表されている。刑法分野に限ると，「刑法を中心とし，大学（法科大学院）における講義あるいは教科書等で通常触れられる刑事実体法に係る関連法分野も出題範囲とする。」ということになる。これまでの司法試験の短答式試験及び論文式試験，また予備試験においても，この方針を維持した上で，考査委員申合せなどで定められている各試験ごとの基本的な出題方針にも配慮して出題をしてきた。自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行された後においても，この基本的な考え方は変わらないものと認識している。

一方，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律については，例えば，第5条の過失運転致死傷の罪のように，それまでは刑法で構成要件が定められていた罪が含まれている。そのため，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行されたことに伴い，受験者の間で，自動車の運転によって人を死傷させた事案の出題に関して懸念が生じる可能性があると思われる。そこで，考査委員としては，その点に関して何らかの広報をお願いしたいと考えている。

司法試験及び予備試験の刑法分野の論文式試験については，これまで，一定の事例を示した上で，登場人物である甲，乙等につき成立する罪責の論述を求めるという出題形式を採っていて，問題文中では「特別法違反の点を除く。」と明記していた。これは，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力を十分に見ることを基本とする論文式試験の位置付けに鑑み，特別法違反の成否についてまで論述を求めるとは必要はないという判断に基づくものであり，そのような考え方を前提として，司法試験用六法の掲載法文についても，近年は刑事実体法としては刑法のみを掲載してきた。今後についても基本的な考え方は同じであるが，一方で，自動車の運転に伴い人を死傷させた事案については，その後の経過も含めて見た場合，作為義務，因果関係，過失などといった刑法総則上の重要な概念に関わる問題を生じることがしばしばある。そして，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行に関わらず，そのような基本概念の理解が法科大学院における刑法の学修に際して重要であることについては変わりはない。したがって，そのような概念についての理解を問う手段の一つとして，自動車の運転に伴い人を死傷させた事案が引き続き出題の対象となることはあり得ることと考えている。

なお，出題者としては，そのような場合に，受験者が論述する際に混乱する状況は生じないようにしたい。例えば，受験者が殺人罪や保護責任者遺棄罪の成否等を検討した上，それらが成立しないと判断した場合に，犯罪不成立として論述すれば良いのか，自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条の過失運転致死傷の

罪が成立するとして論述すれば良いのか、刑法第211条の業務上過失致死傷等の罪が成立するとして論述すれば良いのかというような形式的な事柄で混乱することがないように、問題文中で、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条以外の特別法違反は除外する旨を明記し、参照条文として同条を掲載しておくなどというような一定の対処をしたいと考えている。問題文中における具体的記載内容は出題に応じて検討されるべきものであるが、いずれにせよ、受験者が混乱しないような方法を探ることを想定している。出題者の立場としては、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行されたことに伴い、自動車の運転に伴い人を死傷させた事案がおよそ出題されなくなるかのような誤解を生じないようにしたいと考えているので、この点についての広報をお願いしたい。

一方、短答式試験については、従前からの出題方針を維持するという点に尽きるものと考えている。先ほども申し上げたとおり、刑法分野の出題範囲に関しては、刑法を中心とし、大学（法科大学院）における講義あるいは教科書等で通常触れられる刑事実体法に係る関連法分野も出題範囲とするという方針が採られており、その上で、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない。」という短答式試験の出題方針に配慮して実際の出題内容を決めてきた。予備試験についても、法科大学院課程の修了者と同等の学識・能力等を有するかどうかを判定するという試験の趣旨に鑑み基本的な事項に関する内容を多数出題するという出題方針に基づいて出題内容を決めてきた。自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が施行された後についても、このような考え方に基づき、刑法分野の基本的事項に関する出題としてふさわしいか否かという観点から出題内容が決められることになるものと考えている。

- 上記ヒアリングに引き続き、協議が行われ、資料1及び資料2のとおり確認され、これを公表することとされた。

(2) 平成27年司法試験予備試験の出願状況について（報告）

- 事務局から、平成27年司法試験予備試験の出願状況について報告がなされた。

(3) 平成27年司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）

- 委員長から、平成27年司法試験予備試験考査委員として別紙記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成27年2月9日付けで委員会の議決とされたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験予備試験考査委員に推薦された者が2月20日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

(4) 司法試験の方式・内容等に関する検討について（協議）

（◎委員長，○委員，□幹事）

- 第106回司法試験委員会に引き続き、幹事による検討の状況について報告する。幹事の間では、既に報告したとおり、考査委員を対象としてアンケートを実施したほか、

法科大学院協会や日本弁護士連合会に協力いただき、司法試験の在り方について意見をいただいたり、法科大学院修了者らを対象としてアンケートを実施し、受験者の意見を把握するなどしてきた。そして、それらを踏まえつつ、実際に出題や採点に関わった考査委員との意見交換も行い、より良い司法試験の在り方について検討を進めてきた。現在は、様々な御意見を踏まえ議論を交わしている状況であり、最終的な方向性について報告できるものではないが、本日は、これまでの検討状況について資料3に基づいて報告する。

資料3-1は、これまでに幹事が協議してきたテーマを列記したものである。資料3-2は、試験の実施日程や出題に関する受験者に対するアンケートの集計結果をまとめたものである。資料3-3及び資料3-4は、法科大学院協会司法試験等検討委員会や日弁連法科大学院センターに協力を依頼し、司法試験の在り方についてヒアリングを実施した際に指摘いただいた事項である。なお、ヒアリングで指摘いただいた御意見は、法科大学院協会や日弁連の意見を集約したものというのではなく、発言者のこれまでの経験を踏まえ、司法試験等検討委員会や法科大学院センターの内部で御協議いただいた上で意見を出していただいたものと伺っている。また、資料は、ヒアリングで指摘があった代表的意見という位置付けであり、実際のヒアリングの中では、その他にも様々な意見が示されている。ヒアリングにおける指摘事項については、個々の検討事項に関する報告の中で随時紹介する。

まず、資料3-1の項目1「実施日程」について報告する。こちらは、受験者の意見も十分に踏まえて検討を進めるべきという前提で協議が進められてきたので、受験者を対象としたアンケートの集計状況を先に報告する。

- 資料3-2を御覧いただきたい。受験経験者等を対象としたアンケートについては、合計14校の法科大学院に協力を依頼し、法科大学院修了生にアンケートを配布していただいたほか、平成27年司法試験の願書を受領するために法務省に来るなどした出願予定者、また、昨年12月に導入修習を受けた第68期司法修習生にも協力を依頼し、回答をいただいた。貴重な御意見ばかりであり、回答いただいた方々、関係機関の方々には感謝申し上げます。アンケートの回答総数は2,501名であり、内訳は、司法修習生が1,079名、法科大学院修了生が621名、出願予定者等が801名であった。このうち、受験経験がないと回答した203名については、受験経験を前提とした短答式試験及び論文式試験の出題内容等に関する質問には回答いただけていない。なお、(2)の受験した当時の職種につき一点補足する。この項目は、受験当時の職種を尋ねたものであるが、「大学院生」との回答が504名となっている。法科大学院修了者については司法試験受験時には卒業済みであるので、受験時に大学院生という方が全体の2割強を占めるということは考え難く、恐らく、出願時の属性を記載した者が相当数いると思われる。この点につき御留意願いたい。

試験日程に関する質問に対する回答状況に移る。まず、(1)では、現在の司法試験の日程と同様に、5月中旬頃の4日間に短答式試験と論文式試験を実施することを前提とした質問を行っている。(1)アとして、短答式試験と論文式試験の先後関係についてどちらが良いかを質問しているが、「短答は初日が良い」とする回答が全体の約31%、「短答は最終日が良い」とする回答が約24%、「特に意見はない」とする回答が約44%となった。回答の中で理由を付記しているものを見ると、短答式試験は初日が良いとする回答の中では、「短答式試験の結果を踏まえて論文式試験に取り組みたい」、

「集中力等が必要な短答式試験が最終日にあるのは酷である」、「直前に知識を詰め込むことができる」などという意見が多く見られた。一方、短答式試験が最終日の方が良いとする回答の中では、「短答式試験が初日にあるとその結果が気になってしまう」、「体力があるうちに論文式試験に臨みたい」、「現在の日程で慣れているのでむやみに日程を変えて欲しくない」などとする意見が多く見られた。(1)イは、試験日程の中にあつた中日があつた方が良いか、あるとすればいつが良いかという質問についての回答状況である。現状と同様に2日目と3日目の間が良いという回答が全体の70%以上を占めている。(1)ウは、論文式試験の科目の順序についての質問であるが、「特に意見はない」という回答が60%以上を占めている。(1)エは、現在、試験日程中に2日間休日が含まれているところ、試験日程を変更し、休日が1日のみとなることについてどう考えるかという点についての回答状況である。約50%の回答者が「特に意見はない」とする一方、約26%の回答者が、「1日のみとなるのは良くない」と回答している。特に、有職者だけを取り上げると、259名中の112名、約43%が良くないと回答しており、社会人受験者の間で、休日の試験日程の確保を望む意見が強いことが分かる。次の(2)については、現在の試験日程を一部変更し、短答式試験と論文式試験の間に1、2週間程度の間隔を空け、別々に実施することについてどう考えるかという質問についての回答状況である。賛成との回答が約41%、反対との回答が約22%、どちらでも良いとする回答が約35%となっている。なお、この項目については、賛成とした1,034名中の638名、約62%が理由を付記した一方、反対とした551名中の423名、約77%が理由を付記したというように、反対意見の者の方が具体的な理由を明記する傾向が見られた。付記された反対の理由を見ると、一番多かった意見は、精神的な負担や体調維持の負担が大きいというもので、約250名からそのような意見が示された。その次には、交通費や宿泊費など経済的負担が増加するという意見が多く、約50名からそのような意見が示された。これに対し、分離に賛成する意見の具体的な理由として一番多かったものは、試験対策が容易になるというもので、約260名からそのような意見が示された。そして、その次に、精神的・体力的な負担が減るという意見が多く、約190名からそのような意見が示された。

便宜上、出題内容等に関する質問への回答状況についても続けて報告する。短答式試験に関する質問については、試験時間についても、問題数についても、問題の難易度についても、「適当」という回答が最も多くなっており、80%前後を占めた。回答者の属性別に見ると、司法修習生について、「適当」と回答している割合が他の層より多くなっているが、その他の層を見ても、「適当」とする回答は70%を超えている。続けて、論文式試験に関する質問についての回答状況であるが、4(1)は、論文式試験の試験時間全体として見た場合、どのように感じたかという質問についての回答状況である。なお、論文式試験の試験時間は、現在は合計17時間である。回答状況を見ると、約68%が「適当」、次いで約21%が「短すぎる」、約11%が「長すぎる」という回答となっている。なお、以前に報告した審査委員に対するアンケートでは、同じ質問に対し、約70%が「適当」と回答しており、次に多いものは、「長すぎる」という回答で、約14%となっていた。試験時間全体について、「適当」との回答に次ぐ意見が、審査委員では「長すぎる」、受験者では「短すぎる」と逆転しており、受験者の一部には、試験時間全体が長くなったとしても、もっと時間が欲しいという要望が見られることが分かる。4(2)は、各科目の試験時間、すなわち必須科目については1問当たり

2時間、選択科目については2問で3時間という試験時間についてどう感じたかという質問に対する回答状況である。4（1）と比べると「適当」という回答が約60%となり、8ポイント減少している。特に、司法試験にはまだ合格していない出願予定者の層を見ると、「短すぎる」という意見が約42%に達しており、不合格となってしまった者の中に、試験時間がもっと欲しいという意見が目立つことが分かる。次に、4（3）アは、出題が法科大学院における教育内容を踏まえたものであったかという質問についての回答状況である。「踏まえたものであった」と「概ね踏まえたものだったが、そうでない科目も若干存在した」を足すと約78%となっており、全体傾向としては、出題が法科大学院における教育内容を踏まえたものであったとの評価がなされているのではないかと考えられる。4（3）イは、論文式試験の問題について何か改善すべきところがあると感じるかという質問についての回答状況である。「感じる」とする回答が約35%、「感じない」とする回答が約53%となっている。「感じる」との回答の中で具体的意見を付記しているものにつき、30名以上の類似回答があったものを多い順に挙げると、「論じるべき論点や小問の減少」、「試験時間の延長」、「論点の難度を下げる」、「誘導を工夫するなどして出題意図を明確化する」、「科目を削減する」などとなっていた。この回答傾向は、審査委員に対するアンケートの結果と比較的類似しているのではないと思われる。

- 実施日程に関しては、報告されたような受験者の意見も踏まえて検討を行ってきた。過去に行われた司法試験に関する外部のアンケートなどにおいて、最終日に短答式試験があることは受験者の負担が大きいという意見が見られたところであり、法科大学院協会からのヒアリングでも同旨の御指摘があったことから、幹事の間では、当初、短答式試験と論文式試験の先後関係について変更することもあり得るのではないかという意見が示されていた。もっとも、受験者に対するアンケートの集計結果を見ると、短答式試験が初日にあることを望む意見と短答式試験が最終日にあることを望む意見との差はそれほど大きくなく、「特に意見はない」という意見も4割以上を占めており、日程の変更を求める意見が多数を占めているとは言い難い状況であった。そして、これまでの幹事の議論では、この点に加え、試験日程はむやみに変更しないでほしいなどという明確な反対意見が一定数見られること、平成27年司法試験から短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目に変更となり、試験時間が大幅に短縮されるため、短答式試験が最終日にあることの負担は一定程度軽減されるであろうことなどを考慮すると、現段階で試験の日程を変更することについては慎重にならざるを得ないとの点で意見が一致している。

また、短答式試験と論文式試験との間を1、2週間程度空けるなどし、受験者の負担感を軽減するという点についても検討がなされた。アンケートの集計結果としては、現状の変更に賛成する意見が反対する意見を上回る状況になっているものの、「どちらでも良い」との意見も相当数あり、現状変更を求める意見が圧倒的多数とまでは言い難い状況であった。特に、この点に関しては、体調管理が困難になることや遠隔地に居住しているため宿泊等の経済的負担が増えることなどを理由とし、明確に反対する意見が相当数あり、幹事の間では、これらの意見は無視してはいけないものであるという指摘が出ていた。さらに、分離を望む意見の中には、試験対策が容易になることを理由とする意見や、旧司法試験のように、論文式試験の実施前に短答式試験についての合格発表がなされることを求める意見などもあったが、幹事からは、そのような方向性は、総合評

価を前提とした現在の司法試験の在り方と必ずしも整合しないのではないかという意見も出た。以上の点に加え、短答式試験の科目が変更となり、試験全体としての負担感も一定程度軽減されることなども考慮すると、現段階で短答式試験と論文式試験を分離することについても慎重であるべきという点で幹事の意見は一致している。

次に、資料3-1の項目2「短答式試験の在り方」について報告する。短答式試験については、平成26年7月29日付けの司法試験委員会決定「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について」の中で、「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わないものとする。」との出題方針を維持することとされた。そして、短答式試験の出題内容に関しては、考査委員に対するアンケートにおいても、受験者に対するアンケートにおいても、肯定的評価が多く見られた。一方、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいては、短答式試験の科目が憲法、民法、刑法の3科目に限定されることに伴い、出題の難度が高まるのではないかという懸念が示されていた。これに対し、幹事の間では、そのような方向性は相当でなく、これまでと同様に基本的事項から出題するという方向性は維持すべきであって、その点を再確認する必要があるなどといった意見が示されていた。また、ヒアリングにおいては、年によって問題の難度にばらつきが見られるなどといった指摘もなされており、幹事による議論の中で、考査委員が出題の在り方を検証する機会をこれまで以上に設けた方が良いなどといった意見も示された。

資料3-1の項目3「論文式試験の在り方」について報告する。まず、試験時間に関しては、考査委員に対するアンケートにおいて、必須科目は1問当たり2時間、選択科目は2問で3時間という各科目の試験時間につき、25名、約9%の考査委員が「もっと長くすべきではないか」という回答をしていた。一方、受験者に対するアンケートを見ると、797名、約35%の受験者が「試験時間が短すぎる」という回答をしていた。予想されたことではあるが、受験者の間では、試験時間が足りないという感覚が一定程度あるようであって、幹事の議論でも、そのような受験者の意見は十分に踏まえなければいけないという意見が出ていた。もっとも、現在、論文式試験は3日間、合計17時間にわたって実施されており、仮に各科目の試験時間を増やしていくと、1日の試験時間が更に伸びるとか、試験日程が長くなるということになり得る。幹事の間では、試験全体としての負担感というのはやはり無視できず、論文式試験全体の試験時間が今よりも更に長くなるというのは、さすがに受験者に厳しいのではないかという点でほぼ意見が一致した。そのため、幹事の間では、時間が足りないという指摘を重視するとしても、むしろそれは出題の在り方の問題として解決していくべきではないかという指摘がなされている状況にある。一方、論文式試験の各科目の配点に関しては、これまでの議論においては、現状を変更する必要性は特に指摘されていない。

次に、論文式試験の出題の内容についての検討状況を報告する。受験者に対するアンケートでは、試験時間が短すぎるという回答が相当数あったが、考査委員に対するアンケートにおいても、半数程度の考査委員が、「時間不足になっている受験者が多いと感じる」旨の回答をしていた。これらの考査委員の回答の中には、受験者の実力の不足を指摘するものも一定数あったが、もう少し論点数を減らすなど出題に関して一定の工夫をする余地があるのではないかという意見も相当数あった。出題の在り方に関しては、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいても意見が示されていた。例えば、法科大学院協会に対するヒアリングでは、「解答時間に比して作業量が非常に多い出題

量となっている点については、法的思考力よりも過度に事務処理能力を問う結果になってしまうという観点からの批判が多く聞かれる。」などという指摘がなされた上、論点数を減らしたり、下線を活用して出題対象を明確化するなどの工夫が提言された。また、日弁連に対するヒアリングにおいても、「問題数や論点が多すぎる傾向は緩和されてきていると思われるが、なお一部の科目では論じるべき論点の量が多く、短い時間で網羅的に記述することが求められた印象がある。毎年いずれかの科目でそのような指摘がなされることが続いている。」などという指摘がなされた上、「小問数や論じるべき論点は、やや少ないのではないかと思われる程度が、出題としてちょうど適当であるということ、作問において徹底すべきである。」などとの意見が示された。このような指摘も踏まえ、幹事においては、実際に問題作成や採点に関わっている考査委員と意見交換を行った。意見交換の中では、考査委員から、これらの指摘に対して理解を示す意見があった一方で、受験者の実力差を判定するためには、比較的簡単な論点もやや応用を効かせた論点もそれなりに含めておきたいという意見や、論じるべき事項をあまりに絞ると得点が伸びない者が想定以上に多くなってしまいう状況が生じ得るなどといった意見も示されており、幹事としても、なかなか難しい問題であると考えている。現在までの幹事の議論では、少なくとも、過度に事務処理能力を求めるのではなく、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等をより適切に測ることができるような出題の在り方を引き続き考査委員に工夫していただく必要があるという点で、ほぼ意見が一致している。また、併せて、現状における出題の在り方は、科目や分野に応じて特徴が異なっているため、改善方策があるとしてもその特徴に応じたものであるべきであり、全科目・分野について共通して、例えば「論点数を減少させる」というように、特定の方向性を義務付けることは相当ではないという点についてもほぼ共通認識となっている。そのため、幹事においては、受験者の実力をより適切に測るために一定の工夫がなされた場合に、その趣旨や効果について実際の試験結果を踏まえてきちんと検証され、それが科目横断的に認識共有されることが重要ではないかなどといった観点から議論を進めている。

試験結果の検証という点については、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングでも、例えば、「適切なモニター受験生が試験実施前に全科目を試験日程と同様のスケジュール設定でモニター受験し、8科目を総体として見たときに受験生に過酷な出題内容となっていないかを事前確認するような方策を採るべき」、「それが困難な場合でも、モニター受験を本試験と並行実施し、8科目の総体として過酷な出題となっていなかったかを事後的に検証すべき」、「毎年の出題が適当な内容・分量であったかどうかについて、フィードバックを各科目で集団的に行いその結果を記録化して明確な申し送り事項とすることや、科目を通じた全体的検討を行い結果を記録化するなど、システム化・系統化すべき」、「作問過程でのモニタリングを全科目でシステムとして採り入れるべき」などといった提案があり、今後も検討の必要があるものと考えている。

次に、最低ライン点の在り方について報告する。現在、論文式試験においては、考査委員による申合せにより、各科目において素点で満点の25%点を下回る場合には、それだけで不合格とすることとされている。法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいては、この最低ライン点の制度に関連し、特定の科目について過度に厳格な評価となることがないよう評価基準の平準化が必要であるとか、科目間の大きな格差が生じることが、資格試験としての予測可能性や安定性の観点から問題であるなどといった指

摘がなされた。最低ライン点の制度をどうするかという点に関しては、現在も幹事において議論を継続中である。議論の中では、これ以上最低ライン点を引き下げると制度として意味がないものになるのではないかなどといった指摘がある一方、どのような基準とするかは更に検討する必要があるとの指摘、ラインが高いか低いかという点ではなく、その人数に科目ごとのばらつきがあることを重視すべきではないかという指摘などがなされている。

次に、成績判定の在り方について報告する。法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいては、論文式試験の成績判定の在り方に関連し、段階評価方式を導入することなどについて御提案があった。これは、論点ごとに配点を割り振って積み上げるような採点方式が採られ、そこに論じるべき論点の多さが加わると、受験者において、内容は浅くても満遍なく論述するという方向性を採らせることになり、法的な分析・構成の力や論述力など、本来必要な能力を測定できないのではないかなどという問題意識が背景にある御指摘であった。そこで、例えば、重点項目化した骨太の採点基準とすることを検討すべきではないかとか、答案をA B C Dなどと幾つかの段階に分別するような採点方式を採り得ないかというような御提案があった。

この点についても、考査委員と意見交換を行ったが、考査委員からは、現在の司法試験の成績評価や採点の在り方について、特定の論点を指摘しているか否かだけではなく、例えば、答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さに応じて評価を加えるなどの工夫もしており、実態としては、必ずしも、論点主義を助長したり、事務処理能力を偏重したりするものとは言い難く、相応の能力判定ができていないかという見解が多く示されていた。幹事によるこれまでの議論としては、段階評価方式を導入するとの提案について、少なくとも相当数の不合格者が生じている現状の司法試験を前提とする限りにおいては、最終的な合格判定について外部からも認識し得る客観性が要求されるべきところであり、各問について得点を付した上で合格点を決する採点方式を採らざるを得ないのではないかという意見が多く示されている。

また、採点の重点項目化に関しては、幹事による議論の中では、出題の在り方と一体として検討すべきであり、出題の在り方と同様に、毎年の検証、そして検証の結果の翌年以降への反映が重要ではないかなどといった指摘がなされている。

次に、論文式試験の出題趣旨や採点実感等の在り方について報告する。このテーマに関係して、法科大学院協会や日弁連に対するヒアリングにおいて、「実際の答案の採点結果について、複数の答案採点例を挙げて公開する方法を検討すべきである。」「採点基準ないし採点で重視する視点を端的に公表すると合わせて答案の一部を公表し、どのような答案が『優秀』、『良好』、『一応の水準』、『不良』ないしA B C Dの各ランクに相当するのか、かつその答案が何故そのランクになるのかといった情報も開示すべきである。」などといった指摘がなされた。これらの指摘は、「出題趣旨や採点実感に記載されている事項に全て応えていなければ合格水準に達していないと誤解されかねない」などとの懸念、あるいは、合格判定についての外部からの検証可能性の確保を求める意見等を前提とした提案であった。一方、考査委員との意見交換の中では、答案の模倣等の弊害が大きいとして、この提案に対しては否定的な意見が多く示されていたほか、「出題の趣旨や採点実感の充実によって対処すべき問題ではないか」、「担当している科目に関しては既に出題の趣旨や採点実感によって相当程度実現されているのではないか」などといった指摘もあった。また、考査委員からは、これらの記載が過剰になると、

一定の正解のみが求められているかのような誤解を助長しかねないという懸念も示された。幹事においては、様々な意見を踏まえつつ議論を進めている段階であるが、これまでのところ、出題趣旨や採点実感につき、科目・分野間で記載内容や分量のばらつきがあることは否定し難く、科目・分野を横断して記載内容に関する認識を共有する機会をこれまで以上に設けることが必要ではないかなどといった指摘がなされている。

最後に、項目4「その他」の事項として、成績通知に関する検討を報告する。日弁連に対するヒアリングにおいて、受験者に対する成績通知につき、科目別の得点のみではなく、問別の得点の通知を実施すべきであるという提案があった。つまり、現在は、公法系、民事系、刑事系などといった各科目別の得点が受験者に通知されているが、それだけではなく、例えば、憲法に関する分野からの出題である第1問、行政法に関する分野からの出題である第2問などといった問ごとに成績の通知がなされるべきではないかという提案である。この点については、問別の最上位答案などという名目で参考答案が流布するなど、一定の正解を求める傾向を助長するなどといった懸念が示される一方、受験者に学修の指針を与える上で一定の意義があるとの指摘もあり、双方の意見を考慮して一定の工夫ができないか幹事において検討を進めている。報告は以上である。

- ◎ 報告いただいた内容については、改めて当委員会でも協議をすることを予定しているが、現段階で特に意見があれば伺いたい。
- 考査委員との意見交換の場なども傍聴させてもらったが、問題作成や採点については、各科目ごとにそれぞれ特徴や差があるという印象を受けた。幹事からも報告があったが、何か大きなシステムを作るということでなくとも、科目間の情報交換の場がより充実すれば、非常に役立つ場合が多いのではないかと考える。考査委員の負担は大きいと思うが、各科目における様々な工夫・ノウハウを一層共有し、科目を横断して役立てていくことができれば、試験全体としてもっと良い方向に行く、そういうことを感じた。
- 幹事による議論を傍聴するなどし、同じような感想を持った。科目ごとの工夫とか情報をできるだけ共有して、その中でより良いやり方を模索していくということが、一番大事なポイントになっていて、そのやり方を更に具体的にどうしていったら良いのかという点などを議論するのが大事ではないかと感じた。例えば、採点実感についてであるが、それぞれの科目ごとに、論文式試験の趣旨を実現するためにこれが良かれと思って作成していただいているとは思いますが、科目間で分量に差が見られる。もちろん、科目ごとの特性という点もあるだろうが、それだけではなく、中心となっている考査委員の考え方に多少ずれや違いがあるとすれば、そこはきちんと意見交換をして、採点実感とはどうあるべきなのかということを決めるために議論をしていく必要があるのではないかと感じる。是非そのようなことを実現するための、運用、システムというものを詰めて検討してほしいと思う。
- ◎ 今後、当委員会においても協議を進めていきたい。また、幹事においても引き続き検討をお願いする。

(5) その他

- 事務局から、東京弁護士会から司法試験委員会宛てに送付された「平成26年司法試験についてのアンケート集計結果」について報告がなされた。
- 事務局から、法曹養成制度改革顧問会議の開催状況及び協議状況について資料4から資料6に基づき報告がなされた。

- 事務局から、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が発出した「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」について報告がなされた。
- 事務局から、法科大学院協会が公表した「予備試験のあり方に関する意見書」について報告がなされた。

(6) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成27年3月27日（金）に開催することが確認された。
- （以上）

平成27年司法試験予備試験考查委員推薦候補者

渡 辺 達 徳	民 法	東北大学大学院法学研究科教授
山野目 章 夫	民 法	早稲田大学大学院法務研究科教授
道垣内 弘 人	民 法	東京大学大学院法学政治学研究科教授
安 部 祐 志	民 法	弁護士（第一東京弁護士会）
片 木 晴 彦	商 法	広島大学大学院法務研究科教授
山 田 泰 弘	商 法	立命館大学法学部教授
片 山 典 之	商 法	弁護士（東京弁護士会）
酒 井 一	民事訴訟法	名古屋大学大学院法学研究科教授
堀 野 出	民事訴訟法	九州大学大学院法学研究院教授
芳 賀 雅 顯	民事訴訟法	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
宮 城 哲	民事訴訟法	弁護士（沖縄弁護士会）兼 琉球大学大学院法務研究科准教授
宇 多 正 行	法律実務基礎（民事）	弁護士（東京弁護士会）
土 肥 將 人	法律実務基礎（民事）	弁護士（東京弁護士会）
徳 増 誠 一	法律実務基礎（民事）	司法研修所教官
石 山 宏 樹	法律実務基礎（刑事）	東京大学大学院法学政治学研究科教授
長谷部 修	法律実務基礎（刑事）	弁護士（東京弁護士会）
森 喜 史	法律実務基礎（刑事）	司法研修所教官